



今の特集

1. 時間外・休日労働協定（36協定）に関する経過措置について
2. 年次有給休暇取得促進に関する特記事項について
3. 社会保険の報酬・賞与の区分の明確化について

1. 時間外・休日労働協定（36協定）に関する経過措置について

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が公布され、労働基準法、労働基準法施行規則が改定になり、時間外・休日労働協定（36協定）に関する規定も改定され、2019年4月1日から施行される（中小企業は2020年4月1日より施行）ことはニュース等で大きく報道され、ご存知の方も多いと思います。

それに伴い、2018年9月7日に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働基準法の施行について」（基発0907第1号）という通達が厚生労働省より出状されました。

その通達の中に時間外・休日労働協定（36協定）に関する経過措置が記載されています。

通達の内容：時間外労働の上限規制等の新たに改定された事項の適用を受ける時間

外・休日労働協定（36協定）は、2019年4月1日以後の期間のみを定めている時間外・休日労働協定について適用するものであり、2019年3月31日を含む期間を定めている時間外・休日労働協定（36協定）については、当該協定に定める期間の初日から起算して1年を経過する日までの間については、なお従前の例によることとし、改正前の労働基準法第36条、労働基準法施行規則及び限度基準告示等が適用されるものであること

具体的には、2019年3月31日以前に締結された時間外・休日労働協定（36協定）は、その期間中（最長1年）改正前の規定が適用され、その次に締結する時間外・休日労働協定（36協定）より新たに改定された規定が適用されます。

2. 年次有給休暇取得促進に関する特記事項（有給休暇5日間の強制取得）について

前記の厚生労働省からの通達には年次有給休暇の取得促進に関する記載がありますので下記に主な事項を挙げてみます。

（1）経過措置

4月1日以外の日が基準日（年次有給休暇を当該年次有給休暇に係る基準日より前の日から与えることとした場合はその日）である労働者に係る年次有給休暇については4月1日以後の最初の基準日の前日までの間は従前の例によることとし、改正前の労働基準法が適用される。

★4月1日以降に付与された有給休暇から1年間のうちに5日間取得をさせることが義務付けられます。



（2）年次有給休暇を基準日より前の日から与える場合の取扱

使用者は、年次有給休暇を当該年次有給休暇に係る基準日より前の日から10労働日以上与えることにしたときは、当該有給休暇の日数のうち5日については、基準日より前の日であって、10労働日以上年次有給休暇を与えることにした日から1年以内の期間に、その時季を定めることにより与えなければならない。

★先行して10日以上有給休暇を付与する場合、有給休暇付与の日から1年間のうちに5日間取得をさせることが義務付けられます。

（3）半日単位の年次有給休暇の取扱い

現行の取扱いに沿って、半日単位の年次有給休暇を労働者が取得した場合には改正後の労働基準法の年次有給休暇を与えたものとする。

★0.5日の有給休暇付与も1年間で5日間取得にカウントされます。この場合、有給休暇取得日数0.5日としてカウントされます。

（半日有給を10回取得でも強制取得の条件をクリアします。）



3. 社会保険の報酬・賞与の区分の明確化について

社会保険の報酬において賞与は年3回以下の支給回数であれば「賞与」として行政へ「賞与支払届」を届出、年4回以上の支給回数であれば、「賞与に係る報酬」として算定・月額変更の提出時に通常の報酬に加算して行政に届出ることになっています。

今般、厚生労働省より上記取扱いをより明確化し徹底することに関して通知が出状されました。日本年金機構でも、10月23日にHPに掲載され、10月の厚生年金保険料請求書に同封される「日本年金機構からのお知らせ」にも記載されております。

通知の内容①「通常の報酬」、「賞与に係る報酬」及び「賞与」は、名称の如何にかかわらず、二以上の異なる性質を有するものであることを諸規定又は賃金台帳から明らかな場合には、同一の性質を有すると認められるものに判別するものであること。

②新たに年4回以上支給することが想定される業績手当を新設した等のような諸手当等を新設した場合、支給実績のないときには翌7月1日までの間は「賞与」として取り扱うものであること。

この通知はこちら↓

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T180801T0010.pdf>

通知に関するQ&A集はこちら↓

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T180801T0011.pdf>

をご確認ください。



【発行元】

SATO 社会保険労務士法人 東京オフィス
〒170-0005
東京都豊島区南大塚3-32-1
大塚S&Sビル5階
TEL：(03) 6831-3310

